## 2023 年度鉾田市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市の水田の特徴は、鉾田川・巴川・長茂川・田中川・大谷川の各河川沿いの水田と、北浦・涸沼に面する水田地帯で構成されており、大半が低湿地帯となっている。土地改良事業による圃場整備の実施にもかかわらず、湿田の乾田化は実現されず、結果として、汎用化も進んでいない状況にある。

このような状況を踏まえながら、稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業を推進していく。

## 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力 強化に向けた産地としての取組方針・目標

北浦、涸沼に面して水田地帯が広がっており、飼料用米や新市場開拓用米などの転換作物を導入しやすい。また、すでに施設栽培や露地栽培で高収益作物を導入し、継続して畑作を行っている圃場も多い状況である。

飼料用米及び新市場開拓用米について、農協や他集荷業者、生産者と連携を取りながら、販路の確保 と拡大に向けて推進を行っていく。

新規需要米、高収益作物ともに収益性の向上のため、低コスト生産の取組定着を目指し、取組内容の普及を進めていく。

## 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

鉾田市全体の作付状況として、大規模農業者及び新たな担い手は、かんしょやばれいしょなどの露地 栽培、葉物やメロン、いちご等の施設栽培への取組が盛んであり、昨今の米の需要に応じた生産が求め られる状況とあわせ、畑地として活用できるよう推進を行っていく。

水稲を組み入れない作付体系が定着し、継続して高収益作物を栽培している圃場について、過去の水田活用の直接支払交付金対象圃場等を参考に調査を行う。水張りの有無や圃場の使用状況と今後の作付計画を踏まえながら、畑地化支援を活用した畑地化の推進を行っていく。また、圃場の調査結果を踏まえ、ブロックローテーション体系の構築を図っていく。

## 4 作物ごとの取組方針等

#### (1) 主食用米

高品質、良食味米の安定生産を図るため、適地適品種の作付を推進するとともに、特別栽培米など商品性の高い特色ある米生産の導入・拡大を進め、他産地との差別化による需要の安定確保を図る。また、低コスト生産を目指した米づくりの推進として、担い手への土地利用集積を促進し、稲作経営の規模拡大による低コスト生産を推進する。

#### (2) 備蓄米

需要に応じた米の生産量を確保していく。

#### (3) 非主食用米

湿田地帯における新規需要米の作付拡大に取り組み、調整水田や不作付地の有効利用を図る。さらに、市独自の助成金を活用することにより、積極的に作付面積の拡大を推進していく。

産地交付金を活用し、地域の実情に即した戦略作物の生産性向上や地域振興作物の生産取組を支援 することで、継続安定的な生産体制の維持に努める。

#### ア 飼料用米

飼料用米を転作作物の中心作物に位置づけ、過剰な主食用米の作付計画をしている農業者に対し、飼料用米への誘導を図る。また生産拡大にあたっては、国からの産地交付金を活用した多収品種の導入推進、側条施肥等コスト低減の取組による生産性向上を図り作付け拡大を図る。

近年、鉾田市において飼料用米の生産量・面積とともに、増加傾向にあり多収品種での作付も増加している。この為、飼料用米を戦略作物と位置づけ、過剰作付を減少させると伴に、経営安定を図り今後も作付推進を図っていく。

#### イ 新市場開拓用米

需要に応じた米生産振興の一環として、過剰な主食用米の作付計画をしている農業者に対し、 輸出用米用への転換の誘導を図る。また生産拡大にあたっては、国からの産地交付金を活用した 多収品種の導入・コスト低減への推進を図り作付け拡大を図る。

輸出用米の生産量・面積ともに増加の見込みがあるため、今後も作付推進を図っていく。

#### ウ WCS 用稲

WCS用稲を転作作物の中心作物に位置づけ、過剰な主食用米の作付計画をしている農業者に対し、WCS用稲への誘導を図る。また、生産拡大にあたっては、国からの産地交付金を活用した専用品種の導入推進を図り作付け拡大を図る。

#### (4) 麦、大豆、飼料作物

経営所得安定対策の実施に伴い、不作付地や遊休農地の有効利用を図るとともに、食料自給率と 農業所得の向上を推進するために、土地利用型作物である麦、大豆の土地利用集積団地を拡大し、 作業効率と水田利用率を高めた転作に取り組み、担い手による産地確立を目指す。

飼料作物は、自家利用の取組及び地元畜産農家との連携を推進し、飼料自給率向上につながる 取組として作付拡大を図る。

#### (6)地力増進作物

土壌改良や地力回復を図るため、対象作物の栽培を計画している農業者に対し、地力増進作物の 作付推進を図る。

#### (7) 高収益作物

#### ア=野菜

鉾田市においては農業が基幹産業であり、メロンやイチゴ、トマト、葉物類等の野菜の栽培で全国 有数の生産地となっている。首都圏全体の食料供給地域としての役割を担っており、メロン、イチゴ 等については、茨城県の銘柄産地として登録されている。

市内全域では、担い手の高齢化が進み、今後の水田農業の担い手不足が明らかとなっており、水田を有効活用し、集落ぐるみで体質の強い水田農業を確立する必要がある。

このため、産地交付金を活用し収益性の高い地域振興作物による水田農業の振興を図っていく。

#### イ 豆類

落花生、小豆、いんげんを振興品目として拡大する。

### ウ 花き・花木

茨城県青果物銘柄産地指定である菊や種苗類、その他花さ・花木を振興品目として拡大する。

#### 工 果樹

うめ、いちじく、ぶどう、その他果樹を振興品目として拡大する。

### 才 湛水性野菜

れんこん、せりを振興品目とし、当面は現行の栽培面積を維持することとする。

# 5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧(会員名簿)を添付してください。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
1F100 +1		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1022		1020		1020	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	99. 9		100		100	
米粉用米	0		0		0	
新市場開拓用米	6. 1		6. 8		6. 8	
WCS用稲	1. 1		1. 1		1. 1	
加工用米	0		0		0	
麦	0		0		0	
大豆	0		0		0	
飼料作物	6. 1		6. 2		6. 2	
<ul><li>・子実用とうもろこし</li></ul>	0		0		0	
そば	0		0		0	
なたね	0		0		0	
地力増進作物	0		0		0	
高収益作物	128		145		145	
・野菜	125. 7		142. 1		142. 1	
・花き・花木	1. 4		2		2	
• 果樹	0		0		0	
・その他の高収益作物	0. 9		0. 9		0. 9	
その他	0		0		0	
	0		0		0	
畑地化	2. 7		6. 7		6. 7	

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

<u> </u>						
整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値	
1	飼料用米 (基幹作)	 飼料用米収益性  向上の支援 	飼料用米の取組面積	(R4年度)99.9ha	(R5年度)100. Oha	
2	高収益作物 (基幹作) (トマト, いちご, メロン, 大根, ごぼう, 食用かんしょ, 水菜, その他野菜, 花き・花木, 豆類, 湛水性野菜等)	高収益作物支援	高収益作物の取組面積	(R4年度)127.1ha	(R5年度)145. 0ha	
3	新市場開拓用米(基幹作)	新市場開拓用米の 取組加算	新市場開拓用米の 取組面積	(R4年度)6.1ha	(R5年度) 6.8ha	

<sup>※</sup> 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

<sup>※</sup> 目標期間は3年以内としてください。

#### 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:鉾田市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米収益性向上の支援	1	8,700	飼料用米	需要者に出荷・販売することを目的として、対象作物への生産に取り組むこと。 また、多収品種の導入、堆肥の施用等を1つ取組するもの。
2	高収益作物支援	1	1,500	高収益作物 (トマト, いちご, メロン, 大根, ごぼう, 食用かんしょ, 水菜, その他野菜, 花き・花木, 豆類, 湛水性野菜等)	作付面積に応じて支援等助成対象者が助成対象水田において権原に基づいて対象作物を作付した面積とする。また、対象作物を収穫・販売する取組するもの。 (1)収穫・販売をすること。 (2)花き・花木・・・2023年度が育成期間にあたる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うこと。 (3)水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書(様式11-1号)を提出していること。
3	新市場開拓用米の取組加算	1	8,890	新市場開拓用米	別紙2のとおり。

<sup>※1</sup> 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

<sup>※2 「</sup>作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

<sup>※3</sup> 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

<sup>※4</sup> 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

## 新市場開拓用米の生産性向上等の取組に係る取組条件の詳細について

- ○経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。○取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。○取組の具体的内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。

- 〇新市場開拓用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		取組条件	具体的内容	確認書類等	
多収品種の導入(ハイブリッド品種、又は、多収性である品種)			ハイブリッドとうごう1号、ハイブリッドとうごう2号、ハイブリッドとうごう3号、ハイブリッドとうごう4号、ほしじるし	<ul><li>・購入伝票</li><li>・自家採種種子の場合は、自家採種の種子による取組内容が把握できる書類</li><li>・営農計画書</li></ul>	
	温湯種子消毒		・水稲種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票	
	施肥の	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ※堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ぷん等。 ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類さ	·作業日誌 ·購入伝票	
	低	ind to the nm	れている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	  •作業日誌	
コ	コ	側条施肥	・田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	- 作業写真	
スト	ス ト	育苗箱全量施肥	・水稲の育苗箱内に、本田期間中の肥料をあらかじめ施用する技術。	·作業日誌 ·購入伝票	
- 低減の取組	化	低成分肥料施肥	・土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票	
		流し込み施肥	・追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	•作業日誌 •購入伝票	
	疎植栽培		・50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えすること。	·作業日誌 ·栽培写真	
		立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。 ・乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。  ※成熟期の目安(例) あきたこまち:出穂後30~35日、コシヒカリ:出穂後35~40日	・作業日誌 ※慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での 乾燥時間が短くなっていること等を確認。	
	不耕起田植技術		<ul><li>・耕起、代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。</li></ul>	•作業日誌 •作業写真	
	フレコン出荷(自家利用で のフレコン 管理含む。)		・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	·作業日誌 ·出荷伝票	
連坦化			・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	·作業日誌 ·圃場位置図	
共同乾燥調製施設 (CE・RC)の活用			・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が 図られること。	・使用料明細	
組織	1		・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を 行っていること。	·規約(写) ·通帳(写)	
的な 取組	生産組合		・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売 権を有した組合員。	·規約(写) ·組合員名簿	
	人・農地プランに掲げられた担い手 (農地を集積していること)		<ul><li>・各地域における農業の担い手であること。</li><li>ただし、農地を集積していること。</li></ul>	<ul><li>・人・農地プラン</li><li>・営農計画書</li></ul>	
		<del>-</del>			